

みどり
水土里ネット

砺波だより

第15号

令和元年6月発行
砺波市土地改良区



県営農地整備事業 南般若地区



ご挨拶

理事長 山田 真生

「令和」に年号が変わり、新しい時代の幕開けを迎えました。

組合員の皆様には、日頃より砺波市土地改良区の運営に格別のご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、国の農業農村整備事業関係予算は、毎年着々と増額され、本年度も前年度を超える予算が確保された事はたいへん喜ばしく、強い農業のための基盤づくり並びに担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進などの政策が進められています。

また、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良法の一部を改正する法律が4月1日から施行されました。具体的には、理事の資格要件の見直し、利水調整規程の策定、貸借対照表の作成、員外監事の選任などです。当土地改良区内に法改正対策検討委員会を設け、県等から制度運用についての情報収

集に努めながら、経過措置による適用期限を見据えて対応してまいります。組合員各位のご意見、ご要望等をいただければ幸いです。

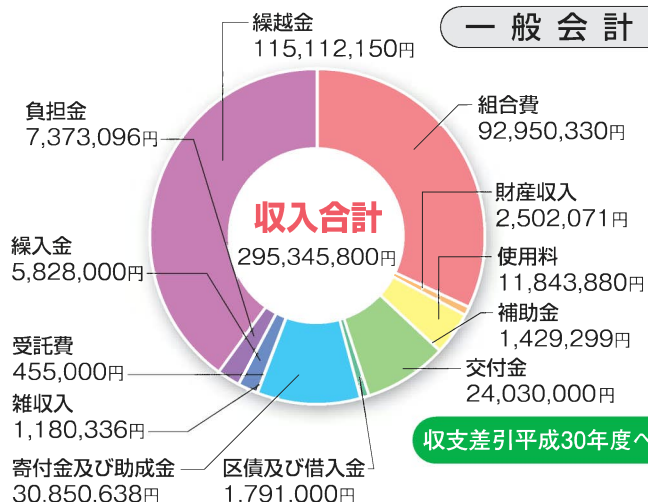
一方、県の本年度農業農村整備事業予算についても、前年度を上回る予算が確保されました。当土地改良区管内における県営農地整備事業等の4継続地区や本年度新規地区の農村地域防災減災事業の推進が期待されます。また、今後新規に要望する複数の農地整備事業の地区につきましても、市などと連携して、高収益作物や農地の大区画化の取組み等特徴のある計画を策定し、早期の事業採択を目指したいと考えております。

今後とも管内各地区の実情に的確に対応し、団体営業も含めて、最善策で土地改良事業を進めて参りたいと存じますので、引き続き、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

平成29年度財務状況の公表

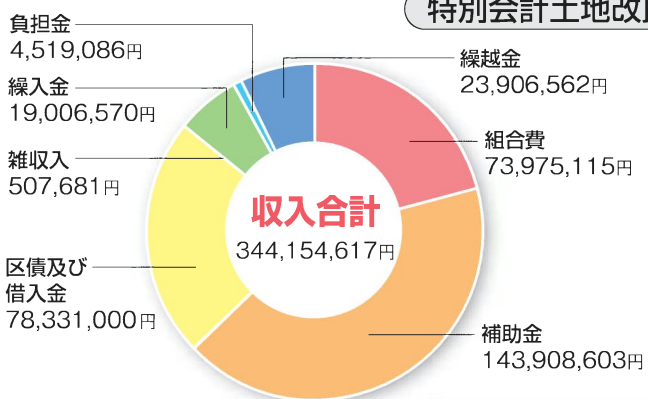
(平成30年5月31日調製)

一般会計収支決算



収支差引平成30年度へ繰越 124,339,010円

特別会計土地改良事業収支決算



収支差引平成30年度へ繰越 28,497,303円

平成29年度 特別会計収支決算

(単位：円)

会計名	収入額 (繰越金を含む)	支出額	平成30年度への繰越額
農地転用決済金	24,449,609	1,691,000	22,758,609
基本財産積立金	161,511,479	0	161,511,479
地区委員会運営積立金	237,714,095	3,204,000	234,510,095
土地改良事業積立金	108,929,589	2,664,000	106,265,589
役員退任功労金積立金	2,032,039	0	2,032,039
職員退職給与積立金	11,145,958	2,371,656	8,774,302

平成29年度 財産目録

(単位：円)

(1) 資産の部

1. 流動資産	689,301,410
・現金及び預金	152,836,313
・未収賦課金	373,984
・特定資産 (出資金)	239,000
・特定資産	535,852,113
農地転用決済金	22,758,609
基本財産積立金	161,511,479
地区委員会運営積立金	234,510,095
土地改良事業積立金	106,265,589
役員退任功労金積立金	2,032,039
職員退職給与積立金	8,774,302
2. 固定資産	32,759,443
・土地 (鷹栖・金屋地区)	16,506,463
・機械器具 車両2台	2,846,620
・備品 事務所備品	13,406,360
資産合計	722,060,853

(2) 負債の部

1. 長期負債	539,973,191
・株式会社 日本政策金融公庫 (182件)	485,497,685
・となみ野農業協同組合 (12件)	41,842,506
・全国土地改良事業団体連合会 (3件)	12,633,000
2. 短期負債	535,852,113
農地転用決済金	22,758,609
基本財産積立金	161,511,479
地区委員会運営積立金	234,510,095
土地改良事業積立金	106,265,589
役員退任功労金積立金	2,032,039
職員退職給与積立金	8,774,302
負債合計	1,075,825,304

第30回 臨時総代会 開催

第30回臨時総代会が平成30年11月17日(土) 午後2時より、砺波まなび交流館において総代90名中、84名の出席を得て開催されました。梅檀野地区「荒井孝男」総代を議長に選出し、平成29年度決算等について議案審議がなされました。上程された7議案が原案どおり可決され、欠員であった監事に「地守寛」さんが選ばれました。

■付議事項

- 議案第1号 平成29年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録
- 議案第2号 新規土地改良事業計画について
- 議案第3号 定款の一部変更について
- 議案第4号 平成30年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支補正予算
- 議案第5号 平成30年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について
- 議案第6号 県単独農業農村整備事業にかかる債務負担行為(ゼロ債償)実施について
- 議案第7号 役員の補欠選挙について



荒井 孝男 議長

第31回 通常総代会 開催

第31回通常総代会が平成31年3月16日(土) 午後2時より、砺波まなび交流館において総代90名中、83名の出席を得て開催されました。

理事長の挨拶のあと、来賓の夏野砺波市長より祝辞を頂きました。続いて種田地区「石黒勉」総代を議長に選出し、平成30年度補正予算案、平成31年度予算案などについて議案審議がなされ、上程された10議案全てが可決され終了しました。



石黒 勉 議長

■付議事項

- 議案第1号 平成30年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支(第2回)補正予算
- 議案第2号 平成30年度長期借入金の借入変更について
- 議案第3号 県営土地改良事業計画について
- 議案第4号 定款の一部変更について
- 議案第5号 平成31年度事業計画、一般会計及び特別会計収支予算
- 議案第6号 平成31年度組合費の賦課及び徴収方法について
- 議案第7号 平成31年度長期借入金及び短期借入金について
- 議案第8号 平成31年度積立金及び余裕金の預入先について
- 議案第9号 平成31年度役員報酬について
- 議案第10号 平成31年度農地転用等地区除外決済金について

土地改良法が一部改正されました

背景

組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良施設の維持管理や更新が適切に行えなくなるおそれがあり、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制への移行が必要である。

組合員や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適切な事業運営を確保しつつ事務の効率化が求められる。

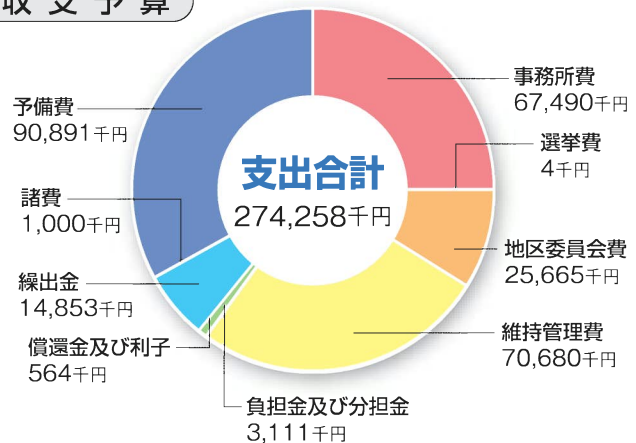
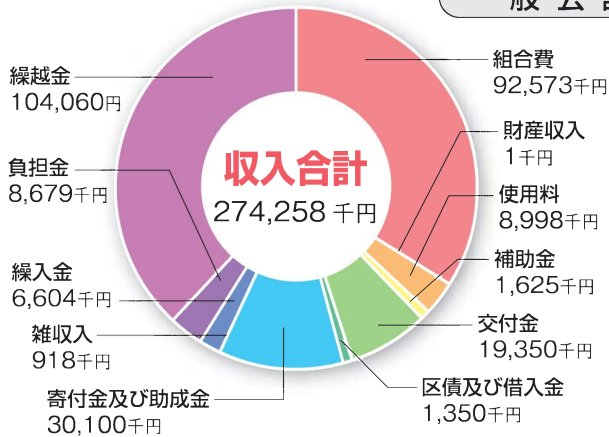
義務付けられた事項

- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員とする。
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化する。
- 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止する。
- 貸借対照表を含む決算関係書類を作成し、公表する。
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事を置く。

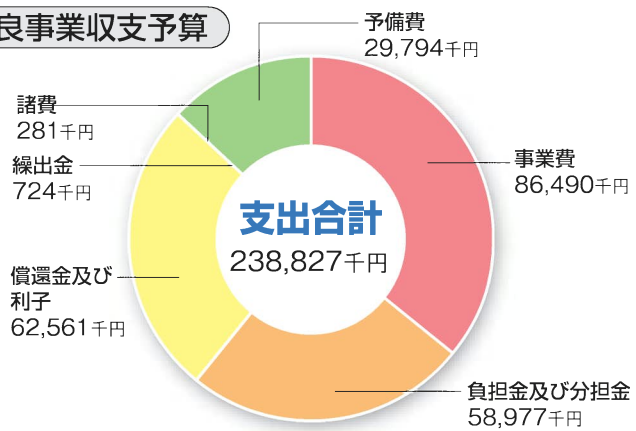
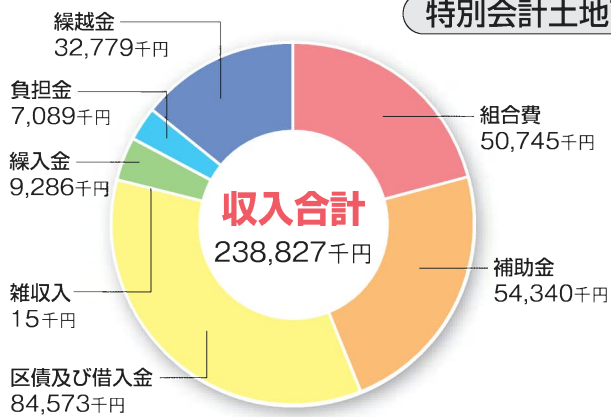
平成31年4月1日施行ですが、経過措置で定められた期間内に対処してまいります。

令和元年度予算

一般会計収支予算



特別会計土地改良事業収支予算



令和元年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

会計名	予算総額：収入・支出共	会計名	予算総額：収入・支出共
農地転用決済金	25,542	土地改良事業積立金	153,083
基本財産積立金	161,672	役員退任功労金積立金	3,033
地区委員会運営積立金	233,123	職員退職給与積立金	13,776

令和元年度 賦課金納入について

令和元年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日 平成31年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。

賦課徴収額 各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期 《第1期》 納期 **令和元年6月28日**

《第2期》 納期 **令和元年11月29日**

經常賦課金(事務所費) 50%

經常賦課金(事務所費) 50%

經常賦課金(事務所費以外) 100%

特別賦課金 50%

特別賦課金 50%

年賦課総額が 10,000 円未満の場合は、第1期に全額徴収させていただきます。

賦課金納付は口座振替で

賦課金の納付は JA となみ野の口座振替が便利です。

- ・口座振替の手続きを行っていただきますと納付期限に自動振替されます。
- ・口座振替手続きは、土地改良区又は最寄りのとなみ野農協各支店の窓口へ申出下さい。

となみ野農業協同組合 本店
 預金種目：普通預金
 口座名義：砺波市土地改良区
 口座番号：0001843

平成30年度工事の紹介 〈工事完成写真〉

基盤整備促進事業 庄下東部 1 期地区 庄下 2 号排水路第 3 工区整備工事 (砺波市宮村・高道地内)



HF900×700 L=125m

県単独農業農村整備事業 中村 10 号排水路整備工事 (砺波市三郎丸地内)



HF1700×800 L=70m

県単独農業農村整備事業 頼成新 18-1 号排水路整備工事 (砺波市頼成新・芹谷地内)



JF500×500 L=92m

県単独農業農村整備事業 神島 24 号用水路整備工事 (砺波市神島・鷹栖出地内)



目地補修 L=498m



転落事故に注意しましょう!

近年、水路やため池に転落し、命を落とす事故が多発しています。

地域のみなさまには転落事故を防止するため、次のことについてご理解とご協力をお願いします。

1. 地域やご家庭で危険箇所を確認し、児童や高齢者への声かけをお願いします。
2. 身近な水路でも、改めて十分な安全確認をお願いします。
3. 街灯がなく暗いなど、水路がわかりにくい場所では慣れた道でも注意をお願いします。



お願い

支障樹木の撤去をお願いします。

用排水路の法面や畦に樹木が植栽されている箇所が見られます。

水路の法面や畦は水路の点検通路であり、また江浚いの泥揚場としても利用されていますが、樹木が通路をふさぎ、江浚いにも支障をきたすなど、維持管理に大変困っております。



また、法面に樹木を植栽されますと、水路の改修や修繕をするときには撤去費用がかかりますし、樹木は長年のうちに根が深く張り水路施設を破損させることもあります。

樹木などの支障物の撤去をお願いいたします。

お願い・お知らせ

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をして下さい。

(届出用紙は、土地改良区に準備してありますので必要な方はお電話下さい。)

- ◎ 組合員の資格に移動があった場合
- ◎ 農地を転用する場合
- ◎ 農地を公共用地(道路・河川・宅地等)に買収された場合
- ◎ 土地改良施設を使用する場合

ご注意ください

※組合員の資格得喪については、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われません。



砺波市土地改良区

〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地
(砺波市役所庄川支所内)

TEL(0763)82-5801 FAX(0763)82-5826
E-mail to-tochi@p1.tst.ne.jp